

平成25年11月

お客様各位

岩崎電気株式会社
品質保証部長
アイグラフィックス株式会社
技術部長

水俣条約に係る弊社ランプの製造・販売について

本年（平成25年）10月9日から11日まで、熊本県において国際連合環境計画（以下、UNEP という）主催による「水銀に関する水俣条約外交会議」において、条約の採択・署名がおこなわれました。これを受けて弊社が製造・販売するHIDランプやUVランプへの影響についてご連絡いたします。

1. UNEP水俣条約とランプに関する規制内容について

水俣条約では、次に該当するランプの製造、輸出及び輸入が、2020年以降禁止となります。また、ここに記載のない種類・用途のランプは、規制対象とはなりません。さらに、ご使用中のランプも規制対象にはなりません。

- (1) 30W 以下の一般照明用コンパクト蛍光ランプ（CFL）で、水銀封入量が5 mg を超えるもの
*コンパクト蛍光ランプには電球形蛍光ランプも含まれます。
- (2) 一般照明用直管蛍光ランプ（LFL）で、
 - (a) 60W 未満の3 波長蛍光体を使用したもので、水銀封入量が5 mg を超えるもの
 - (b) 40W 以下のカルシウムハロ蛍光体を使用したもので、水銀封入量が10 mg を超えるもの
- (3) 一般照明用の高圧水銀ランプ（HPMV）
*メタルハライドランプや高圧ナトリウムランプなどは含みません。
- (4) 電子ディスプレイ用冷陰極蛍光ランプ（CCFL 及びEEFL）で、
 - (a) 長さが500 mm 以下の小サイズのもので、水銀封入量が3.5 mg を超えるもの
 - (b) 長さが500 mm を超え1,500 mm 以下の中サイズのもので、水銀封入量が5 mg を超えるもの
 - (c) 長さが1,500 を超える大サイズのもので、水銀封入量が13 mg を超えるもの

よって、水俣条約の批准により条約が発行された場合でも、弊社が製造・販売する上記以外のHIDランプやUVランプにつきましては、2020年以降も、引き続き製造・販売が可能です。

2. 水銀の廃棄処理について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、事業所等から排出されるものは産業廃棄物に分類されます。産業廃棄物は排出事業者自ら処理することが義務づけられています。処理に当たっては、各種の法規制がありますので専門の処理業者に依頼することをお勧めします。

以上